○国土交通省告示第千百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月二十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮谷及び長平谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千三百六十八号で指定した土地の区域並びに平成二十三年国土交通省告示第五百三十号で指定した同号一及び二に掲げる土地の区域を除く。）

三重県鳥羽市桃取町

字大浦　五五九番一　一号

五六一番　二号

五七二番　三号

五一四番三　十一号

五五八番一　十二号

○国土交通省告示第千百六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月二十三日

事業場の名称	事業場の所在地	国土交通大臣　羽田雄一郎	有効期間
大洋電機株式会社　岐阜工場	岐阜県羽島郡笠松町如月町18番地	発電機（定格出力が交流3000キロボルトアンペア以下のものに限る。） 直流800キロワット 電動機（定格出力が1500キロワット以下のものに限る。）	平成24年10月14日から平成29年10月13日まで 〃 〃

○国土交通省告示第千百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月二十三日

事業場の名称	事業場の所在地	国土交通大臣　羽田雄一郎	有効期間
ダイハツディーゼル株式会社　守山工場	滋賀県守山市阿村町45番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。） 軸系の変速装置	平成24年10月14日から平成29年10月13日まで 〃

○国土交通省告示第千百七十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月二十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第M－276号	ビルジ用濃度監視装置	ＦＯＣＡＳ－2000	フェロー工業株式会社	東京都荒川区西日暮里六丁目13番６号

○環境省告示第百五十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月二十三日

環境大臣　長浜　博行

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社富山環境整備

ロ　住所　富山県富山市婦中町吉谷三番地三

ハ　代表者の氏名　代表取締役　松浦　英樹

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

富山県富山市婦中町吉谷字殿山二番一、二番十八、二番十九及び二番二十一、字背戸山十番四、十番五、十一番一、十一番二、十一番八、十一番九、十一番十及び十二番一並びに字大谷二百七十番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

字高地　五一三番三　四号

五一八番　十号

字宮谷　四七四番一　五号

四二一番一　六号

四〇一番一　七号

四四六番七　八号

字新開　四七八番五　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第六百四十四号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

三重県尾鷲市

桂ヶ丘

一九〇〇番一七　一号

一九〇〇番一八　八号

南浦字向ヱ山　一九一〇番一　二号から四号

一九〇一番　五号

一九〇〇番一〇九　六号

一九〇〇番一〇六　七号